

第一類 第六号
第十六回国会 大蔵委員会議録

(三〇八)

昭和二十八年七月九日(木曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事坊

秀男君 理事内藤 友明君

理事佐藤觀次郎君

理事事井上 良二君

理事島村 一郎君

有田 宇都宮徳馬君

大上 司君 大平 正芳君

黒金 泰美君 藤枝 泉介君

宮原幸三郎君 須磨彌吉郎君

福田 驟芳君 小川 豊明君

木原津與志君 久保田鶴松君

春日 一幸君 福田 起夫君

大蔵政務次官 愛知 握一君

大蔵事務官(日本専売公社監理官) 今泉 兼寛君

大蔵事務官(管財局長) 阪田 泰二君

大蔵事務官(銀行局長) 河野 通一君

大蔵事務官(通商産業事務官) 東条 猛猪君

大蔵事務官(重工業局長) 葦沢 大義君

委員外の出席者 日本専売公社 脳部長 西川 三次君

日本電信電話 公社副總裁 勉君

国民金融公庫總裁 楠田 光男君

専門員 黒田 久太君

七月九日
 委員本名武君辞任につき、その補欠として須磨彌吉郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日
 委員須磨彌吉郎君辞任につき、その補欠として本名武君が議長の指名で委員に選任された。

七月八日
 捕発油税軽減に関する請願(淺香忠雄君紹介)(第二十九九二号)
 同(辻寛一君紹介)(第二十九九三号)
 同(坊秀男君紹介)(第二十九九四号)
 石油関税の減免措置延期に関する請願(辻寛一君紹介)(第二十九九五号)
 同(坊秀男君紹介)(第二十九九六号)
 同(相川勝六君紹介)(第二十九九七号)
 海外引揚者に対する諸課税猶予措置に関する請願(辻寛一君紹介)(第二十九九八号)
 の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)
 相互銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)
 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二三号)
 日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)
 信用保証協会法案(内閣提出第一一二五号)
 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号)(予)
 国有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号)(予)
 証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)(予)
 証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)(予)
 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

昭和二十三年六月三十日以前に給付財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)
 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)
 保険業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)(參議院送付)
 閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)
 鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案(内閣提出第九五号)
 資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)
 設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)
 出第(九五号)
 令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)
 の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案及び日本専売公社法の一部を改正する法律案、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案、昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案及び日本専売公社法の一部を改正する法律案を括り議題といたします。まず政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。愛知大蔵政務次官。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一三号)
 塚業組合法案(内閣提出第一二号)
 信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)
 金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)
 第一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「年金受給者のために」を「年金受給者等のために」に改める。
 第六条第一項第一号及び第一号中「別表」を「別表第一」に改め
 第二章中第七条の次に次の二条を加える。
 第七条の二 連合会は、昭和二十一年八月十五日において旧陸軍共済組合法又は第二条第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる命令に基く命令の規定中共済組合法による退職年金に相当する給付に関する部分の適用を受けていた組合員であつた者及び旧陸軍兵器廠職工扶助令(明治三十五年勅令第百九十一号)の規定中終身年金に関する部分の適用を受けていた者で、同日において、これらの組合を脱退したものとして共済組合法を適用したとすれば同法の規定による退職年金を受けることができたもの(第三条の規定により承継した義務に基き、及び第四条第一項の規定により支給する年金の

受給者を除く。) 又はその遺族

に対し、共済組合法の規定によ

る退職年金又は遺族年金の支給

の例により、これらの年金に相

当する年金を支給する。

2 前項の規定による年金の額

は、昭和二十年八月十五日にお

いて現に受けた俸給(旧陸

軍兵器廠工扶助令に規定する

定期職工として満二十五年以上

就業していた者については、退

業の際に受けた俸給。以下

別表第二において同じ。) に

対応する別表第二の仮定俸給を

俸給とみなし、共済組合法の規

定を適用して算定した額とす

る。

3 第一項の規定により年金を支

給すべき者に対し陸軍共済組合

令及び海軍共済組合令廃止の件

附則第二項の規定に基づき主務大臣の措置により支給した一時金

があるときは、当該一時金の限

度において、第一項の規定によ

る年金支給の義務は、履行され

たものとみなす。

4 第四条第三項の規定は、第一

項の規定により年金を支給すべ

き者(昭和二十年八月十五日に

おいて第二条第一号又は第三号

から第五号までに掲げる命令に

基く命令の規定中共済組合法に

よる退職年金に相当する給付に

関する部分の適用を受けたいた

組合員であつた者に限り、) につ

いて、第五条第二項の規定は、

第一項の規定による年金の支給

の義務が消滅した場合について

それぞれ準用する。

第八条第二号中「第四条」の下

に「及び第七条の二」を加える。

第十七条第一項本文中「並びに
第四条の規定により」を「第四
条の規定により」に改め、「支給
すべきこととなつた後」の下に「並
びに第七条の二の規定により年金
及び一時金を支給すべきこととな
つた後」を加え、同項但書中「第
四条」の下に「若しくは第七条の
二」を加える。

第二十条の中「及び第四条」を「
第四条及び第七条の二」に改める。

附則第二項中「第四条」の下に
「又は第七条の二」を加える。

別表を別表第一とし、同表の次
に次の表を加える。

「又は第七条の二」を加える。

別表第一とし、同表の次に次の表を
加える。

「又は第七条の二」を加える。

別表を別表第一とし、同表の次に次の表を
加える。

「又は第七条の二」を加える。

第一条第二号中「(雇いようの日か
ら二月を超える者を除く。)」を削
る。第三十六条に次の二項を加え
る。

による共済組合の組合員である者
(二十五年以上就業の定期職工に
該当する者を除く。)が改正後の特
別措置法第七条の二の規定による場
合におけるその者に対する改正後
の特別措置法第二十四条の規定の
適用について、国家公務員共済
組合法第四十条第一項の規定にか
かわらず、同月から当該年金の支
給を停止するものとする。昭和
二十八年四月一日において改正後
の特別措置法第二十四条後段に規
定する共済組合の組合員である者
(二十五年以上就業の定期職工に
該当する者を除く。)についても、
また同様とする。

この法律は、公布の日から施行
し、附則第三項の規定は、昭和二
十八年四月一日から、附則第四項
の規定は、昭和二十六年一月一日
から適用する。

改正後の旧令による共済組合等
からの年金受給者のための特別措
置法(以下「改正後の特別措置法」
といふ。)第七条の二の規定は、旧
陸軍兵器廠工扶助令(明治三十
五年勅令第百九十一号)の規定中
終身年金に関する部分の適用を受
けていた者(昭和二十年八月十五
日において同令に規定する定期職
工として満二十五年以上就業して
いた者に限る。以下「二十五年以
上就業の定期職工」という。)につ
いては、昭和二十六年一月分以後
の年金から、その他の者につい
ては、昭和二十八年四月以後の年
金から適用する。この場合において
て、昭和二十六年一月一日以後同
年九月三十日までの期間に係る年
金の算定の基準となる仮定俸給
について、改正後の特別措置法別
表第一に掲げる仮定俸給による
給付事由の生じた国家公務員共
済組合法等の規定による年金の特別措
置に関する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給
付事由の生じた国家公務員共済組
合法等の規定による年金の特別措
置に関する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に
給付事由の生じた国家公務員共済組
合法等の規定による年金の特別措
置に関する法律案

昭和二十八年四月一日において
現に国家公務員共済組合法の規定
部を次のように改正する。

(国家公務員共済組合法の一部改
正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭
和二十三年法律第六十九号)の一
部を次のように改正する。

昭和二十八年四月一日において
現に国家公務員共済組合法の規定
部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三百七号）」を、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三百七号）」に改める。

別表第一

障害の等級	年金額	備考
一級	一一六、〇〇〇	旧基礎俸給がこの表に記載された額と合致しないものについては、その直近多額の旧基礎俸給に対応する仮定俸給による。但し、旧基礎俸給が四〇円未満の場合においては、その俸給の一三〇倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を、旧基礎俸給が三六〇円をこえる場合においては、その俸給の六一・一倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給とする。
二級	九四、〇〇〇	
三級	七五、〇〇〇	

別表第二

記載された額と合致しないものについては、その直近多額の旧基礎俸給に対応する仮定俸給による。但し、旧基礎俸給が四〇円未満の場合においては、その俸給の一三〇倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)を、旧基礎俸給が三六〇円をこえる場合においては、その俸給の六一・一一倍に相当する金額(円位未満の端数は、切り捨てる。)を、それぞ

昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

備 考	四 級 級 級 級
障害の等級の区分につ いては、大蔵大臣の定め るところによる。	四一、〇〇〇 一三三、〇〇〇 一七、〇〇〇

第一条 昭和二十七年十月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）。以下「共済組合法」といふ。)の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金（同法第九十四条の二の規定によりこれらの中金とみなされた年金を含む。）については、昭和二十八年十月分以後、その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

一 昭和二十六年九月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金（第三号に規定する年金を除く。）については、昭和二十六年度における給与の改訂に

伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三百八号。以下「昭和二十六年法律第三百八号」という。）の規定により改定された年金額の算定期の基準となつた同法別表の仮定俸給額に対応する別表の仮定俸給額を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

二 昭和二十六年十月一日以後における俸給をその年金額の算定期の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金については、その年金額の算定期の基準となつた俸給に對応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

三 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第二十一条。以下「昭和二十八年法律第二十一条」といふ。）第一条の規定により改定された年金（次条第一項に規定する年金を除く。）については、その年金額の算定期の基準となつた同法別表第一の仮定俸給（同法第一条第五項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同条第一項から第四項までの規定により年金額を改定した場合においてその改定年金額の算定期の基準となるべき同法別表第一の仮定俸給）に対応する別表の仮定俸給

規定を適用して算定した額
前項第三号の場合において、
号に規定する年金のうち共済組
法第九十四条の二の規定により
法の規定による退職年金、廃疾
金又は遺族年金とみなされたもの
で、その支給の条件又は額の算定
の基準が共済組合法の規定によ
るこれらの年金のうち当該条件又
は基準の最も類似するものとな
り、これを共済組合法の規定によ
るこれらの年金のうち當該条件又
は基準の最も類似するものとな
なして、同法の規定を適用する。
前二項の規定により年金額を改
定した場合において、その年金額
が従前の年金額より少いときは、
從前の年金額をもつて改定年金額
とする。

り改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給（同法第一条第五項又は第六項の規定により従前の年金額又は同条第六項に規定する別表第二の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同条第一項から第四項までの規定により年金額を改定した場合においてその改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定俸給）に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法第九十条に規定する従前の法令の規定により算定した額に改定する。

前条第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定について準用する。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定）

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）第六条第一項の規定により改定され大、又は同法第七条の二の規定により支給される退職年金、廃疾年金及び遺族年金に相当する年金については、昭和二十八年十月分以後、その年金額を、昭和二十八年法律第二号第二条の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給（同法第一条第四項において準用する同法第一条第五項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同法第二条第一条第一項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額と一項から第三項までの規定により

2 年金額を改定した場合においてその改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定俸給(べき同法別表第一の仮定俸給)に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

前項の場合において、同項の年金のうち、その支給の条件又は額の算定の基準が共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金と異なるものについては、大蔵大臣の定めるところにより、これを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該条件又は基準の最も類似するものとなし、

定する共済協会又は同法第一条に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際僅給月額に乘すべき月数については、同法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとする。）により等定した額に改正する。

4 第一条第三項の規定は、前三項の規定による年金額の改定について準用する。

（第一条及び第二条の改定に伴う費用負担）

第四条 国庫は、第一条及び第二条の規定による年金額の改定に因り増加する費用を負担する。但し、左の各号に掲げる共済組合が支給す

四 第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に特別措置法の規定による年金の受給者のうち、公務に因る傷病又は死亡を給付事由とする年金を受ける権利を有するもので、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百一十七号）の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、この法律は、適用しない。

3 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「の規定に準じて」と又は昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第一号）第三条の規定に準じて」に改める。

きるようにならし、また、専売納付金の計算にあたりましては、たなおりして、企業体によさわしい合理的制度といたすよろ規定の整備を行わんとするものでござります。

最後に、業務内容に投資の条項を加え、また、業務にかかる現金の取扱いに關する規定及びその他予算の形式、内容、手続の規定等について、所要の改正を加えることといたしたのであります。

以上がこの四法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○千葉委員長 本日の日程に掲げました二十一法案中、ただいま説明を聴取いたしました四法案を除いた十七法案を一括議題として質疑を続行いたしました。質疑は通告順によつてこれを許します。

以上がこの四法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○福田(越)委員 私はまず閉鎖機関令の改正の問題からお聞きしたいと思います。閉鎖機関令は、申し上げるまでもなくボツダム政令でありますので、これは占領中に、憲法にあるいは抵触いたしましても、あるいは他の法律に抵触いたしましても、一つの効力

を有しておるものであると思うのであります。しかるに昨年四日講和条約の計算にあたりましては、たなおりして、企業体によさわしい合理的制度といたすよろ規定の整備を行わんとするものでござります。

最後に、業務内容に投資の条項を加え、また、業務にかかる現金の取扱いに關する規定及びその他予算の形式、内容、手続の規定等について、所要の改正を加えることといたしたのであります。

以上がこの四法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

そういう角度からいろいろ質問してみたいと思います。

○千葉委員長 福田君、聞えますか。

○福田(越)委員 まあ聞えますが、う

そろまで聞えるかどうか……。そうしますと、その給料とか、そのいろ／＼

おるのじやないかと思うが、その補助者がどのくらいいるか、これをひとつ伺いたい。

○坂田政府委員 この特殊清算人の給与、あるいはその他のいろ／＼清算に関する経費、それからだいまお尋ねに

だいまの閉鎖機関の特別清算人の関係は一体どういう基本的関係になつておるか、この点について伺いたいと思ひます。

○坂田政府委員 政府と特別清算人と

の関係という御質問と違いますが、特殊清算人は、閉鎖機関令の規定に定め

てある通り、すなわち閉鎖機関令の規定によりまして、閉鎖機関の清算に

ついて特別の権限を持つておられるわけ

であります。その閉鎖機関の特殊清算人の行う清算事務は、大蔵大臣がこれ

れを監督してやつておる。特殊清算人

に対しては、大蔵大臣はこれを選任あ

るが、一体最初から最初のころは、

相当たくさんかかつておつたと思ひう

です。それがだん／＼少くなつて來

て、私はそんな何百人もおるとは思わ

なかつた。伺つてみると四百何人もお

るといふことで、驚いたのであります

が、一体最初から毎年清算事務にどの

くらいの金を使つておるのか、各年度

ごとに、また本年度の予定、これらに

ついて大体をお話し願いたいと思いま

す。

○坂田政府委員 每年度の清算費とい

うお話でありますが、ちよつとただい

りますが、特殊清算人といふ資格があ

つたような身分の者ではありません

ので、大蔵大臣から選任された者であ

りますが、特殊清算人といふ資格にお

いて、この閉鎖機関の清算を特別な閉

鎖機関令によりまして付与された権限

に基いて行う、こういうもののよう

に解釈しております。

○千葉委員長 福田君、聞えますか。

○福田(越)委員 まあ聞えますが、う

そろまで聞えるかどうか……。そうしま

す。ただいままでの予算は承認して支

出しておりますが、一年分の予算とい

うような立て方はいたしておらないわ

けであります。

○福田(越)委員 どうもそういうふう

払つておるか。またその補助者が相当

おるのじやないかと思うが、その補助

者がどのくらいいるか、そこから

な経費といふようなものは、どこから

おるのじやないかと思うが、そのいろ／＼

に考へ方のルーズな点があるのじやな

いかという感じがするのです。という

には、これはこの閉鎖機関令によりま

して、憲法によつて保障されておる財

産權——この関係機関の財産を強制管

理をしておる。これはわたくしの財産

権といふ立場から見ますると、非常に重

大な問題なんです。その財産を使つて、そらして政府の指導のもとに管理

をしておる、こうううのであります

から、これは政府としてもよほど責任

大な問題なんです。そのために

それをとらなければいかぬ。そのため

に、できるだけ清算の促進の状況に応

じて減らして行く、こうううことで進

んで参つておるわけであります。それ

につきましては、もちろんできるだ

け清算費は少／＼する、人員も最小限度

で参りまして、大体軌道に乗つて参つ

たといいますか、清算費の規模のめど

もつきましたので、本年度から四半期

ごとにやつておるわけであります。内

閣に経費の内容、たとえば閉鎖機関の

職員の給与につきましても、十分に指

導いたしまして、ことに政府の一般の

予算の使い方、あるいは全般的にこう

から経費の内容、たとえば閉鎖機関の

職員の給与についても、十分に指

導いたしまして、ことに政府の一般の

予算の使い方、あるいは全般的にこう

に、できるだけ清算の促進の状況に応

じて減らして行く、こうううことで進

んで参つておるわけであります。それ

につきましては、もちろんできるだ

け清算費は少／＼する、人員も最小限度

で参りまして、大体軌道に乗つて参つ

たといいますか、清算費の規模のめど

もつきましたので、本年度から四半期

ごとにやつておるわけであります。内

閣に経費の内容、たとえば閉鎖機関の

職員の給与についても、十分に指

導いたしまして、ことに政府の一般の

予算の使い方、あるいは全般的にこう

に、できるだけ清算の促進の状況に応

じて減らして行く、こうううことで進

んで参つておるわけであります。それ

につきましては、もちろんできるだ

け清算費は少／＼する、人員も最小限度

で参りまして、大体軌道に乗つて参つ

たといいますか、清算費の規模のめど

もつきましたので、本年度から四半期

ごとにやつておるわけであります。内

閣に経費の内容、たとえば閉鎖機関の

職員の給与についても、十分に指

導いたしまして、ことに政府の一般の

予算の使い方、あるいは全般的にこう

に、できるだけ清算の促進の状況に応

じて減らして行く、こうううことで進

んで参つておるわけであります。それ

につきましては、もちろんできるだ

け清算費は少／＼する、人員も最小限度

で参りまして、大体軌道に乗つて参つ

たといいますか、清算費の規模のめど

もつきましたので、本年度から四半期

ごとにやつておるわけであります。内

閣に経費の内容、たとえば閉鎖機関の

職員の給与についても、十分に指

導いたしまして、ことに政府の一般の

予算の使い方、あるいは全般的にこう

に、できるだけ清算の促進の状況に応

じて減らして行く、こうううことで進

んで参つておるわけであります。それ

につきましては、もちろんできるだ

け清算費は少／＼する、人員も最小限度

で参りまして、大体軌道に乗つて参つ

たといいますか、清算費の規模のめど

もつきましたので、本年度から四半期

ごとにやつておるわけであります。内

閣に経費の内容、たとえば閉鎖機関の

職員の給与についても、十分に指

導いたしまして、ことに政府の一般の

予算の使い方、あるいは全般的にこう

に、できるだけ清算の促進の状況に応

じて減らして行く、こうううことで進

んで参つておるわけであります。それ

につきましては、もちろんできるだ

け清算費は少／＼する、人員も最小限度

で参りまして、大体軌道に乗つて参つ

たといいますか、清算費の規模のめど

もつきましたので、本年度から四半期

ごとにやつておるわけであります。内

閣に経費の内容、たとえば閉鎖機関の

職員の給与についても、十分に指

導いたしまして、ことに政府の一般の

予算の使い方、あるいは全般的にこう

に、できるだけ清算の促進の状況に応

じて減らして行く、こうううことで進

んで参つておるわけであります。それ

につきましては、もちろんできるだ

け清算費は少／＼する、人員も最小限度

で参りまして、大体軌道に乗つて参つ

たといいますか、清算費の規模のめど

もつきましたので、本年度から四半期

ごとにやつておるわけであります。内

閣に経費の内容、たとえば閉鎖機関の

職員の給与についても、十分に指

導いたしまして、ことに政府の一般の

予算の使い方、あるいは全般的にこう

に、できるだけ清算の促進の状況に応

じて減らして行く、こうううことで進

んで参つておるわけであります。それ

につきましては、もちろんできるだ

け清算費は少／＼する、人員も最小限度

で参りまして、大体軌道に乗つて参つ

たといいますか、清算費の規模のめど

もつきましたので、本年度から四半期

ごとにやつておるわけであります。内

閣に経費の内容、たとえば閉鎖機関の

職員の給与についても、十分に指

導いたしまして、ことに政府の一般の

予算の使い方、あるいは全般的にこう

に、できるだけ清算の促進の状況に応

じて減らして行く、こうううことで進

んで参つておるわけであります。それ

につきましては、もちろんできるだ

け清算費は少／＼する、人員も最小限度

で参りまして、大体軌道に乗つて参つ

たといいますか、清算費の規模のめど

もつきましたので、本年度から四半期

ごとにやつておるわけであります。内

閣に経費の内容、たとえば閉鎖機関の

職員の給与についても、十分に指

導いたしまして、ことに政府の一般の

予算の使い方、あるいは全般的にこう

に、できるだけ清算の促進の状況に応

じて減らして行く、こうううことで進

んで参つておるわけであります。それ

につきましては、もちろんできるだ

け清算費は少／＼する、人員も最小限度

で参りまして、大体軌道に乗つて参つ

たといいますか、清算費の規模のめど

もつきましたので、本年度から四半期

ごとにやつておるわけであります。内

閣に経費の内容、たとえば閉鎖機関の

職員の給与についても、十分に指

導いたしまして、ことに政府の一般の

予算の使い方、あるいは全般的にこう

に、できるだけ清算の促進の状況に応

じて減らして行く、こうううことで進

んで参つておるわけであります。それ

につきましては、もちろんできるだ

け清算費は少／＼する、人員も最小限度

で参りまして、大体軌道に乗つて参つ

たといいますか、清算費の規模のめど

もつきましたので、本年度から四半期

ごとにやつておるわけであります。内

閣に経費の内容、たとえば閉鎖機関の

職員の給与についても、十分に指

導いたしまして、ことに政府の一般の

予算の使い方、あるいは全般的にこう

に、できるだけ清算の促進の状況に応

じて減らして行く、こうううことで進

んで参つておるわけであります。それ

につきましては、もちろんできるだ

け清算費は少／＼する、人員も最小限度

で参りまして、大体軌道に乗つて参つ

たといいますか、清算費の規模のめど

もつきましたので、本年度から四半期

ごとにやつておるわけであります。内</

願いたいと思ひます。冒頭にも申し上げましたように、この閉鎖機関令といふものは、日本が独立国となつた今日においては、憲法の見地から再検討を要するといふような考え方を持つておられます。それにつきまして、「どういう考へを持つておるか。現在の自由になつた日本の立場から見まして、この閉鎖機関令といふものは、さういう角度から再検討する必要があるかどうか、その点についてどういふ考え方を持つておるか、伺いたい。

○坂田政府委員　閉鎖機関の清算の監督、ことに経費の支出につきましては、ただいま御指摘のありましたように、この上とも十分気をつけて、いつも過度に費用にわたることのないよう十分に節約させてやつて参りたいと存じますので、御了承願いたいと申します。

それから閉鎖機関制度を講和後の今日、根本的にどういふように持つて行くかといふお尋ねであります。閉鎖機関制度は、占領中に御承知のように千五百の機関が指定されておりましたが、もきわめて特別の制度であります。しかししながら、この制度の今までの経過といたしましては、御承知のように千五百の機関が指定されておりましたが、精算もだんぐりとこの閉鎖機関令に書きまして進捗して参りまして、現在二百余の機関に減つておるわけあります。この精算につきましては、当初の新閉鎖機関令に対しまして、その後いろいろな事態に応ずるような態勢に、閉鎖機関令の規定としては、一応なつておるといふように私どもは考えておるわ

けであります。具体的に申し上げますと、閉鎖機関令の改正によりますと、昨年から閉鎖機関の解除ができるというような規定も設けたわけでありますから、こうじょうのような規定によつて、閉鎖機関の特別の清算の手続からはずして、普通の清算手続に移行しよう、こうじょうものにつきましては、それができることになりました。実質問題として、個々の閉鎖機関が、もはやこの閉鎖機関令による清算に属せしめなくてまじつかえない、株主も異議はない、こういう状態になりましたものは、この適用からはずせる道が開けておるのであります。さらに今回御案いたしております閉鎖機関令の改正によりまして、新しい第一会社が設立できますとか、あるいは会社の継続あるいは更生の手続、それらのものができる道も広げましたので、実質的には、もやはこの制度による必要がないと考えられる機関につきましては、この制度ははずして行ける、こういうことができるようになりますと、やはり多少その間補償が起つて来る問題もあるようであります。たとえば閉鎖機関の中には、特別の法令に基いてできた会社、法人等がござります。この特別な法令が現在は廢止になつておるわけです。この際閉鎖機関令によつて、いわゆる復活するにしても、よるべき法規がなくなつて、また

新しい制度を別につくらなければなりません。そういうようなものもございません。それから現在残つた機関についていっては、清算が進んでおりまして、在外關係の閉鎖機関のような特殊のものを除きましては、もはや清算としては最終段階に近くなつたものが多いわけです。これがをどうしたもの現在四人の特殊清算人によりまして、集めて集団的に清算をいたしております。これをどうの際の際にまさらあらためて一つへにわけまして、個々の閉鎖機関について普通の清算をやる、人々清算人がでてきて別々にやるとどうことになりますと、経費の關係その他におきましてかえつてむずかしいことになる"やなからうか。ただいま申し上げました最終段階に近い閉鎖機関の中には、算定状態にあるものが非常に多いのでありますて、そういうようなものにつきましては、やはりある程度清算について監督をして行くことも必要でありますし、またそういうものにつきましては、事実上解除いたしまして普通の清算をして、そらへようなものにつきましては、やはりある程度清算をして、会社を継続する、更生するとか、あるいは会社を継続する、移るとか、あるいは少しことでありますから最後まで行つた方が適当じやないか、かようなものもあるわけであります。いろいろな点を考えまして、現在の制度は、もちろん占領治下にできますが、非常に特別の制度ではあります。が、今日の情勢に適応するように改正を加えて、できるだけ実情に即するよう運用して行こうと私どもとしては考えておる次第であります。

が、もう一つ問題は、この法律を運用する精神が、ただいまお話のよくなつてころにはんとうに行かなければならぬと思ふのです。ただいまではもう戦犯までも放逐されようといふ状況であります。ただ単に海外に店があつたとで当らなければならぬといふうに私は考へておるのであります。そういうふうのに対する選択は、これを一新した考へ方で正しておきたいと思いますと、かりに法律を改正することも、その運用に正しておきましては、日本がますます独立して行かなければならぬ。そういう心構えであるか。この運用方針についてどういふやうに考へておるか。

ればならないと思はず。しかし、どうぞよろしくお手数を省いて、現在の制度を運用して参りたい、かように考えております。

○福田(赳)委員 その点は了承したのであります。しかばそれを実行するという場合におきまして問題になつておられるのは、昭和二十五年の機関令の改正によりまして、海外支店の債務の見返り、財産を国内において保有しておらなければならぬということになつておるが、この点の運用は今後どういうふうに考えて行かれるか。

○阪田政府委員 ただいまの御質問の趣旨、ちよつとはつきりわかりかねたまどいですけれども、昭和二十五年の改正ですか、このときに、閉鎖機関の制度といたしましては、国内にある資産だけの清算をやつて行くといふ建前になつてはいるわけであります。その国内の資産といふものの定義といたしまして、従前は、たとえば債権債務であれば、現在の日本の領土内に履行地があるものを、国内の債権債務として扱つて行くといふ建前になつておりますものを、国内の店舗に所属している債権債務は、国内の債権債務としてこの清算に入れて行くといふ建前にかわりましたので、その際これによつて、従来扱つておりました範囲が拡大いたしました。従来扱つておりました範囲が拡大いたしまして、国内のこの清算の手続に入つてきました債権債務がござります。そのようなものは、もちろんそのときから清算の範囲内に取入れまして、整理を行つておられます。朝鮮銀行、

題としては、今お示しになつた朝鮮銀行の問題が一番むつかしい問題であろうと思ひます。これは、結局日韓会談等によりまして推進しなければならぬ問題でございまして、大蔵省として

ついて政府は責任をとる考え方であつたのか。また銀行その他の閉鎖機関の整理の一環としてやるつもりであるか、この点について何かお考えがござつておるのでありますか。

開かれることになりましたときにも、
こういう問題についてできるだけすみ
やかに処理をしたいということで、外
務省等にももちろん連絡もし、あるい
は直接にも交渉に入りたいと思つてお
つたのであります。その後の状況が
状況でござりますので、停頓しておる
ようなわけでございます。それで大蔵
省としては、何とかして日韓会談の促
進といふことに、われくとして推進をいた
したいと思ひますし、また国
内措置としてとらなければならぬ点
についても、これを契機にして進めて
参りたいと思うのであります。

率直に申し上げますが、從来ずっとと
吉林省として考えて參りましたのは、こ
の在外の債権債務の処理については、
まず第一次的には閉鎖機関自体、具質
的に言えは、銀行本体の資産負債で
つて処理をいたしたいというふうに、先
來は考えて來たわけでござります。
今後どうするかということであります
が、今後におきましても、できれば私ど
もとしてはそぞいだしたい、たとえば
朝鮮銀行の第一銀行をつくるという形
合、日韓会談等から起つて来るであつ
ところのいろいろの問題を考えます
と、政府がこれを引受けで行くとい

なお余談になりますが、先ほど、それでは永久に解決ができないではないかというお話をございましたが、たとえばブラジルの問題とか、インドの問題とかいろいろものについても、御承知のように先方から非常に好意のある申出もあるような状況でございますので、この日韓間の関係の問題につきましても、休戦の成立その他にも関連いたしまして、私は永久に解決しないとは思ひませんし、なるべくすみやかに進めよう年にいたしたいと思つております。

態度をはつきりすれば、第二銀行等で簡単にできると思うのでありますが、この見通しの問題になつて参りますが、政府といふか、これがまた直接国民の負担になるようなことが予想され得る程度においては、好ましい行き方ではなまいいと思いますので、第一次的にはやはり閉鎖機関自体の処理ということでお考へて参りたいと思つております。

○大平委員 今の福田委員の御質問の点ですが、閉鎖機関令の今度の改正案の中では、在外債権債務の差額と政令で定める金額とを留保すれば、国内財産

につきの処分は認めよどみなく受けたが、この改正是な改定になつておる。この点は、(1)間省財局長との質疑で私が了解したところは、外交関係ができ上つてないなしし、特にその点が在来の閉鎖機関の關係としては大きいわけでござります。

の改正ができたのではないかと思うのですが、その点は間違はないのでしょうか。

お尋ねの通りの考え方であります。いろいろと在外の債権債務の関係、金額の正確なる数字 자체も捕捉しかねますし、その処理もはつきりいたらない、こういう現状でありますから、この間不確定要素がある。その分を見積れる限り見積つて、この政令の基本金額の中に入れておいて、それでもなお清算するものがあるという場合には認めて行きたい、こういふ考え方であります。

○大平委員 ところが先ほどのあなたの説明では、情勢の転換を待つといふような発言があつたようですが、つまりそういうことを排除するために今度

が、そういつた外交關係がまだ再開されておらないから不確定要素がある。その不確定要素は、政令であらかじめ政府の方で、この程度は留保しておこうといふ考え方で今度の改正案を立案されて、そうして処理を急ぐ、従つて外交關係が百年河清を得つといふような關係だからこそ、今度の改正ができるたようだと思うのですが、つまり不確定要素を政令で定める金額に織り込んでおひつしまつて、あのものは一切この際すつきりと解除して行こう、こういう考え方のように了解しておるのであるが、その点ちよつと確かめておきた

ない、また国民に負担をさせたくない、こうなことがあります、ただいまのようないまの管理方式で、政府が特殊清算人を任命し、政府が監督して行くというような方式でありますと、私は愛知政務次官がさよなら御意図であるにかかわらず、するくと政府が責任を負う方向にひっぱられて行く、どういうふうに考えます。私は直接台湾の問

○福田(赳)委員 ただいまのお話によりますと、海外閉鎖機関の責任においてまずやるというお話をあります。が、私はそれはもつともだと思う。さようあるべきものであろうと思ふのであります。そうすると、そういう考え方をとりますと、現在の閉鎖機関の管理制度というものは、ただいまのお話と矛盾して来るのではないか、こういふような感じがする。と申しますのは、愛知政務次官が言われたようなことは、結局政府において責任を負ひなく

正の最後に、一項を追加いたしました
て、留保する財産は在外債務の総額を
越えることはならない、こういうよう
にありますので、それが最高限になる
わけですが、いずれにいたしま
しても、現在の見通し、情勢、現在の
程度であると、政令で定める多額の金
額を留保しなければならない、こうい
うことになりますと、解除するといった
しましても実益がありませんし、第二
会社の設立もむずかしい、こういふうこ
とになります。情勢の発展、あるいは
その判断におきまして、この政令に定
める金額がきまりまして、それで解
除、あるいは第二会社の設立というこ
とに至ります。

なお今回の法律案の第十九条の五を見ますと、第四項に「前条第二項の株主総会の決議は、発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を有する株主の賛成によるものでなければならぬ」とあります。この「発行済株式」というのは確認する方法があるのかどうか。私の考え方では、これはなかむずかしいのではないかと思います。

○福田(赳)委員 ひとつせひ氣分一新
といふ方針でやつてもらいたい。ただ
いまは政務次官からさようなお言葉で
ありますから、了承いたします。

題は、これはただちに解決することはずかしいかと思いますが、すみやかにこれが解決されることを望みますが、その間におきましては、特殊清算人といふものを、在來の關係者の衆知を結集いたしましてやつて行く方針が必要であると思います。これはどうしてもとるべき方法ではないかと想うのであります、その点についてはどういうように考えるか、よほど頭を切りかえてやつていい問題ではないかと思います。

在外の人なんかはちよつとわからな

人があるのではないかと思ひますが、どういふ考へであるか伺いたい。

○阪田(政府委員) ちよつと御質問の趣旨がはつきり了解しかねたのですが、これは旧会社の関係でありますから、旧会社の株主、あるいは株主名簿、株金額等はわかつてゐるわけであります。

の二分の一以上に当る株式を有する
株主の賛成によるものでなければなら
ない。」とあります。この二分の一以
上に当る株式を有する株主、これはこ
の法案通りに行きますと、なか／＼む
ずかしいのではないかと思ふ。常識で
考えまして、二分の一以上を持つのは
なか／＼困難であると思いますが、そ
の点はどうでしようか。

の関係でありますか。これがいろいろ商法その他の関係の特別決議をやります場合重要な問題でありますので、そういうような場合も参照いたしましてきめましたわけであります。商法の年齢に重きをなす限り、

非常に重要な法論をいたします場合と比べますと、商法では三分の二といふこともあるわけであります。多少それは緩和してあるわけであります。具体的に外地の銀行でありますから、二分の一の株主を確認して、その賛成を集めることができますかというお尋ねであります。これは将来のことにつきることでありますので、はつきり確認はいたしかねるわけであります。しかし海外にありました銀行でありますのも、実際問題いたしましては、大体株主も内地にいるもの非常に多いわけであります。二分の一の多数を集め

るることも不可能ではない、見込みがかかるにあつたしておられます。

○福田(赳)委員 それはどうも法律執行上から見ますと、発行済み株式の総数のうち、知れたる株主の有する株式の総数の二分の一といふやうにやるべきじやないかと思うのです。それではなければ、これは実際問題として運用できませんよ。御見解はどうでもいいのですが、一体それで動き得ると思つておられるのかどうか、非常に疑問に思つております。

○阪田政府委員 ただいまのお説であります、大体先ほど申し上げましたように、朝鮮銀行、台灣銀行等におきましては、外地銀行ではありますましたが、御承知のように大多数が日本人の、日本内地にある会社、個人等が株主でありますて、現状においても二分の一以上集めるということは、これは努力いたしますれば十分可能であるといふふうに、私どもいたしましては、判断いたしてつくつたわけであります。

○福田(赳)委員 それじやまたあとで、これに関連することまでの問題がありますから、時間があつたらお尋ねします。

○千葉委員長 須磨彌吉郎君。

○須磨委員 ただいまの福田委員の御質問並びに関係の各位のお答えによりまして、ほは明らかになつて参つた次第であります、私もさうは朝鮮銀行並びに台灣銀行の問題についてお尋ねをいたしたいと存じます。ただま愛知政務次官のお答えによりまして、ほほ明快なことがわかつたと思うのあります。政府は、この両銀行の資

るることも不可能ではない、見込みがかなりあつたとしております。
○福田(赳)委員 それはどうも法律對
行上から見ますと、発行済み株式の総
数のうち、知れたる株主の有する株式の
総数の二分の一といふにやるべき
ぢやないかと思うのです。それではな
れば、これは実際問題として運用でき
ませんよ。御見解はどうでもいいので
すが、一体それで動き得ると思つてお
られるのかどうか、非常に疑問に思つ
ております。

産については、今後その支払いの責任は負わない、そういうような考え方でございますると同時に、でき得れば対外関係というものは、福田委員の申される通り、百年河清を待つがごとき状態であることは、これはなかなか心中に解決しなければならぬということでも、おほしめのあつたことと思いまするが、はたしてしかば、わが日本がこれから経済上の問題につきまして、いろいろな施策がありまするうちに、たとえば東南アジアに対しまる貿易、それからやがては開かるべき支那大陸との橋渡しができまするならば、そこにまた一つの大きな貿易面が開かれて行く。現に一衣帶水の朝鮮において、休戦が、成立するといふようになります。こういう銀行業、金融業ばかりでなく、すべてがそうでございますが、特にかようなる銀行といものが活動いたしまするためには、手足がなければならぬのでござります。その手足も、全部この両銀行の当事者が過去七、八年にわたつて休んで待機しておるというよつたな状態であるわけござります。そうすると、先ほど政務次官の御説明のこととくんば、大局から見ますると、一日も早く今度の改正に伴つて、この両銀行には第二会社設立をお許しになるということは、当然の帰結のよう聞える次第でござりますが、そういうおつもりでござらましようか。

つくばらんに申しまして、朝鮮銀行
いうような非常に大きな組織で、か
く手広く仕事をしておりましたような事
行が、また活躍し得る状態になること
が非常に望ましいと思うのであります。
ですから、一方旧來朝鮮銀行等に付
いておりました人たちが、数年間によ
つて、その日の来るのを待つておるこ
ともわざわざよく承知しておるのであ
りますが、これには考え方が私二つ
あると思うのでありますて、中には、
りあえず第二会社をつくつて、たとえ
ば日本国内で金融業務を営む普通銀
行をつくりたいというような考え方もあ
ざいましょよし、またさらに進んで、
従来のような活躍をしたいという考え方
方もあると思いますが、私どもは、と
りあえずその前段のことが事務的の外
理の対象になるかと思うのであります。
それにしても、先ほど来申しております
う、専門的な、特に発券銀行であつた
といふ関係で、為替相場の問題等が非
常にむずかしくなるので、これはある
程度全体の、国内外を通じての資産
負債から申しまして、朝鮮内、あるい
は中國内における資産負債といふもの
の割合が比較的小さいような場合に
は、これを調整勘定にでもいたしまし
て、日本内地の再建築費を銀行につい
て行いましたと同じような考え方があ
られるかと思うのであります、あま
りにも国外の関係が大きいものであり
ますので、つい従来ああもしたい、こ
うもしたいと思ひながら、手が出なか
つたわけござります。大体見通しの
問題、あるいはこれからの方の問
題としては、私は須磨さんのお考え方と
同意見であります。

○須磨委員 ただいまのお答で非常にはつきりいたしたわけでござりまするが、それでは、この両銀行がますますつて第二会社ぐらゐをつくつて、この国内の面においてだけでも活動を開始して、この対外活動に対する待機をいたすということができると思いますが、非常に望ましいことだと思いますが、その第一会社設立を早急にお許しになるおつもりがございましょうか。

○愛知政府委員 先ほど申ししておられるように、われらの態度といいたしまして、これは非常に遺憾なのでございませんが、今ただちに国内の金融業務の第二銀行といふことは、ちょっと考えられないのですから、その気持としては、何とかそういう方向に行きたい氣持も持ちますが、実際問題といたしますと、現在のところは困難だと申し上げざるを得ないのであります。それからなお、私どもの知れる限りにおきましては、たとえば今度の閉鎖機関令の改正等については、ますますそういう考え方を出したいと思いますが、旧来そういう銀行に關係のおありになつた方、活動しておられたような方々には、できるだけこういうところへ、一現在も相当入つておられると思いますが、なお一層そういう面は関心を持って働いていただくようになつたしたい。

それからなお、これはお尋ね以外の問題でございますが、相当部分の方々は、いろいろの方々のごあつせんで、金融機関その他のところで、その持つておられた過去の経験を生かして、働いておられるような状況でございます。

○須磨委員 それでは第二の問題といつてしましては、もと朝鮮銀行、台湾銀行

は、ほん自然増に対応できるような態勢まで持つて行く。すなわち店舗、事務所、事業場等におきましては、ともかく電話がつくよう形に持つて行きたい。それからさりに共同電話の利用とか、公用とか、公衆電話の利用等をはかるために、公衆電話も三倍にするということでも、現に郵便局があつて電話のついていない村が全国に七十二ござりますが、これも二十八年度に全部解決いたしたい、こういう計画を持つておる次第でござります。それから市外通話につきましても、ただいま申しました江戸川、練馬は本年度内に東京に合併することによりまして、一一七番の余裕が出て参ります。余裕が出て参りますと、受付の率も非常に高くなる。現に横浜との間も非常にぐあいが悪いのでございまして、これは一八番で通つておりますが、横浜から東京へかける方は、ほとんど用をなさぬといふのでは、貿易業者等から非常な非難を受けたる次第でございますが、非常にたくさん利用される方を一つに集めまして、東京を自動的に呼べるようにいたしたい。東京から呼ぶには、先ほど申しましたように、区域合併をいたしまして、一一七番のあいたところに横浜を入れる。これは阪神におきましておる次第でござります。遠距離におきましても、東京、名古屋、大阪相互間、六区間になりますが、この区間はいますぐ、具体的な例として申し上げておる次第でござります。遠距離におきましても、東京、名古屋、大阪相互間、六区間にあります。この区間は九月一日から即時にしてしまつ。ただいまは東京・大阪間におきましては特急電話で通つておりますが、これを即時通話にしてしまつ。さらに来年は神戸を

それに入れれる。次には福岡を入れるといふような計画を持つております。さらに地方重要都市相互間の連絡は、土体三十分ぐらいでつながれるようになつたみたい。こういう五箇年計画を立てました次第でござりますが、この際におきまつては、非常に多い。すなはち古い磁石式の局を自動式にかえる場合におきましても、大部分は現在の加入者が自動式にかわるのでございまして、現在の加入者は非常に利益を得られることになります。また至急回線を増しまして、持続電話を解消するという場合に、新しいケーブルを敷き、あるいは回線の増設をいたします。それは建設といいます。が、実は現在の加入者の方も御利用になり、新しい加入者だけがお使いになるということはないのです。そういうような次第でございまして、建設と申しましても、改良の分が大体七〇%くらいあるといふことで、それの資金計算等を勘案いたしまして、さうに現在借金が六百五十億ばかりござりますが、これは現在の資産に対しましては、その利払いは、一分二厘にはぎない。今後の利子といふのは、御案内のように、政府資金を拝借いたしましても、六分五厘の利子がつきますし、一般公募の社債にいたしますと、七分以上ということになる。この利子の支払いができないからぬといふことと、減価償却がやはり十分に行われなければいかぬ。過去におきましては、一般政府機関としてやりましたので、減価償却もほとんどやつていないのであります。従いまして、とりかえ等につきましても、十分な資金がないといふ状況にあつたわけであります。そ

これらを考えますと同時に、一般公算の社債等につきましては、やはり元金の償還が必要であるという点も考えておりますと、とうてい、現行料金では減価償却がないし利子の支払いもできぬ、という状況でありますので、現行料金を入るに検討を加えるということになつたのであります。その結果、大体二割五分程度の增收を得て、五箇年計画で一あるいは減価償却の引当金を入れるとか、あるいはまただいま申した元金の償還その他に充てるような資金を入れまして、さらに社債あるいは加入者に御負担願つておる負担金等によりましては四百六十一億の建設改良資金を確保したい、こういう意味合いで、こういうことにいたしました次第であります。

られるのであります。が、こういうことについてどうなうお考えを持つておるか。われくへは、少くとも便利にはしてもらいたい。電話に対する小言は日本全国どこへ行つても、税金の小言と電話の小言を聞くのであります。が、そういうことで不平であるが、値上げして便利にしてくれとは言つていなし。何とかしてくれといふのは、値上げせずに便利にしてくれといふ要求なのです。そういう点について輿副總裁の御意見を承りたい。

が、非常に便利な方式で、本年度、来年度中に全部この形にかえたい、こういふ考え方方あります。先ほど申しましたように、五年間に公衆電話は三倍にいたしたいと考えております。

それから改良してもらうのはいいが、料金値上げをするのはけしからぬ、こういう御主張でござりますが、この点につきましては、原価計算的に申しますと、現在市外通話のできるような電話設備のためには、一個平均にして考りますと二十五万円かかるのであります。ところがただいま非常に電話をよけいお使いになつておりまして、イギリス、フランス等の五倍くらい使つております。さらにまた先ほど申しましたように、市外通話は三倍の料金をお払いになつておるという状況でございますが、一個当たりの市内、市外通話の総収入は四万三千円というふうになつております。そうすると、二十五万円に対しまして利子を五分五厘、それから減価償却を五分七厘と見ておりますが、さくに一般の事務運営費を一割二分と見ますと、利子も支払ひができないといふ形になつておる。終戦当時四十六万個になりました電話が、この三月には百五十五万個に復興いたした次第でございますが、これらはいずれも政府資金を拝借いたしまして、高い金で直して参った電話でござります。現在のともかく修復いたしております状況は、減価償却を切つておるといふ点と、利子がだい今まで非常に安かつた。それから前の資産がやはり残つておつた。しかも一個の電話で、三倍の料金等も支払つて市外通話をおかげになつておる、こういう状況もありますので、原価的に見ます

ば、現在の料金はどうしても再検討しなければならぬ。しかも新規の加入者の方には、現在三万円のとりつきりの負担金と、六万円の五年すえ置き、十一年償還の社債をお受け願つておる。こで、われくは現在もつと電話を便利に大衆が御利用になるようにして行かなければならぬといふので、現在利用者の方にも一応ある程度の御負担を願わなければならぬじやないか、こういふ結論として政府の方にお願いした次第でござります。

○佐藤(觀)委員 輪副總裁に、最近の電話の料金の問題、あるいは收支の問題についての参考的なものあとで出していただきたいと思うのであります

が、最近の収支の決算のようなもののが、大蔵省から言えればいいと言います。

いろいろ弁解をされてあるようでありますけれども、電話料金の値上げといふことは、大衆、中小業者には非常に痛いことでありまして、いろいろあなた側から言えればいいと言います。

いろいろ申し上げればいいと言いますが、これがどちらちや困るといふところに問題があるのであります。そういう点について、独占事業でありますし、それから電話が上ればほかのものが上つて来るといふようないソフレ原因にもなっています。

問題があるのであります。そういう点について、大蔵省は一体これをどう考えておるのであります。

それとこの問題に関連して、大蔵省は、この問題をどう考えておるのであります。

この問題に対する一般的の不平は、どこへ行くとも言ふべきであります。最近は一時より多くなりましたが、しかし少くとも大衆の利益をはかるところの電話であります。

問題について、ほかの委員からも質問があると思いますので、私はそのくらいにとどめて、参考書類をいただきました。

○井上委員 ちょっと二、三質問を聞いておきます。

電話料金の値上げに大いにとどめて、参考書類をいただきたいと思います。

○愛知政府委員 電話料金の値上げについて、その必要性につきましては、ただいまの年償還の社債をお受け願つておる。こで、われくは現在もつと電話を便利に大衆が御利用になるようにして行かなければならぬといふので、現在利用者の方にも一応ある程度の御負担を願わなければならぬじやないか、こういふ結論として政府の方にお願いした次第でござります。

○井上委員 ちょっと二、三質問を聞いておきます。

電話料金の値上げにつきましては、ただいまの年償還の社債をお受け願つておる。こで、われくは現在もつと電話を便利に大衆が御利用になるようにして行かなければならぬといふので、現在利用者の方にも一応ある程度の御負担を願わなければならぬじやないか、こういふ結論として政府の方にお願いした次第でござります。

○佐藤(觀)委員 輪副總裁に、最近の電話の料金の問題、あるいは收支の問題についての参考的なものあとで出していただきたいと思うのであります

が、最近の収支の決算のようなもののが、大蔵省から言えればいいと言います。

いろいろ申し上げればいいと言います。

いろいろ弁解をされてあるようでありますけれども、電話料金の値上げといふことは、大衆、中小業者には非常に痛いことでありまして、いろいろあなた側から言えればいいと言います。

いろいろ申し上げればいいと言いますが、これがどちらちや困るといふところに問題があるのであります。そういう点について、大蔵省は

きなければ大蔵大臣と相談をして十分答えてもらいたいし、一ぺん両方でひとつこれに対する御所見を伺いたいと思います。

○愛知政府委員 電話料金の値上げについて、その必要性につきましては、ただいまの年償還の社債をお受け願つておる。こで、われくは現在もつと電話を便利に大衆が御利用になるようにして行かなければならぬといふので、現在利用者の方にも一応ある程度の御負担を願わなければならぬじやないか、こういふ結論として政府の方にお願いした次第でござります。

○井上委員 ちょっと二、三質問を聞いておきます。

電話料金の値上げにつきましては、ただいまの年償還の社債をお受け願つておる。こで、われくは現在もつと電話を便利に大衆が御利用になるようにして行かなければならぬといふので、現在利用者の方にも一応ある程度の御負担を願わなければならぬじやないか、こういふ結論として政府の方にお願いした次第でござります。

○佐藤(觀)委員 輪副總裁に、最近の電話の料金の問題、あるいは收支の問題についての参考的なものあとで出していただきたいと思うのであります

が、最近の収支の決算のようなもののが、大蔵省から言えればいいと言います。

いろいろ申し上げればいいと言います。

いろいろ弁解をされてあるようでありますけれども、電話料金の値上げといふことは、大衆、中小業者には非常に痛いことでありまして、いろいろあなた側から言えればいいと言います。

いろいろ申し上げればいいと言いますが、これがどちらちや困るといふところに問題があるのであります。そういう点について、大蔵省は

きなければ大蔵大臣と相談をして十分答えてもらいたいし、一ぺん両方でひとつこれに対する御所見を伺いたいと思います。

○愛知政府委員 電話料金の値上げについて、その必要性につきましては、ただいまの年償還の社債をお受け願つておる。こで、われくは現在もつと電話を便利に大衆が御利用になるようにして行かなければならぬといふので、現在利用者の方にも一応ある程度の御負担を願わなければならぬじやないか、こういふ結論として政府の方にお願いした次第でござります。

○井上委員 ちょっと二、三質問を聞いておきます。

電話料金の値上げにつきましては、ただいまの年償還の社債をお受け願つておる。こで、われくは現在もつと電話を便利に大衆が御利用になるようにして行かなければならぬといふので、現在利用者の方にも一応ある程度の御負担を願わなければならぬじやないか、こういふ結論として政府の方にお願いした次第でござります。

○佐藤(觀)委員 輪副總裁に、最近の電話の料金の問題、あるいは收支の問題についての参考的なものあとで出していただきたいと思うのであります

が、最近の収支の決算のようなもののが、大蔵省から言えればいいと言います。

いろいろ申し上げればいいと言います。

いろいろ弁解をされてあるようでありますけれども、電話料金の値上げといふことは、大衆、中小業者には非常に痛いことでありまして、いろいろあなた側から言えればいいと言います。

いろいろ申し上げればいいと言いますが、これがどちらちや困るといふところに問題があるのであります。そういう点について、大蔵省は

ことはいけません。それからまたいま一つ、この理由に、近く行われるペス・アップの問題なんかも含まれておらしない。そういうことがかりに予定されて値上げをされておるといふことなら、もつてのはかだ。あなた方に經營の手腕のななことを暴露することだ。暖かいお湯の中ならだれでも入りますけれども、困難な中を乗り切ることが、日本経済建設のための重要な要素になつておる。それをあれも手当、これも手当、それもやつてくれといふなら、たれでもやりますよ、私はそう思います。だから改良費は、何としてもつくり上げたもののがなくなる消耗とは違ひまして、一つの資産になつて行くものでありますから、これはやはりで生きるだけ政府の方にめんどうを願つて、安い金利のものを長期にまわしてもらつてやつて行くといふそばんをはじき出さなければならぬ。そこまで行くべきだと思う。これも話したけれども、政府は聞きません、こういう案も持つて行つたが聞きません、だからそれらのしわ寄せはどうしても料金値上げより方法はありません。こういいうのなら、われ／＼もあなたの御苦労は大いに了といたしますが、遺憾ながら案の内容は、われ／＼電通委員会で聞いておるところによると、納得しかねる点が多くあります。これらの点について、もつと大蔵当局はわれ／＼が納得するような案にひとつ検討し直していくいただきたい、二割五分の値上げが民間に与える影響はおそるべきものがあります。公共企業体の値上げ問題がどういふ影響を一般物価に与えるかということを考えたときに、輕率にこの問題は取扱わるべき問題と違ひま

す。あなた方が電話の通話料における責任を果すために努力をされる、その努力に対してわれくも敵意は表しませんが、しかし安易の道によつてやるべきではない。しかも建設といふよくなきものは、あらゆるもののが公社債において募集したり、あるいはまた資金をあつせん願つたりしてやつてはいるものであつて、料金値上げといふよくなことは、容易なる問題ではありません。全ての物価が横ばいをし、あるものは下っている現状において政府のやつておられる仕事が値上げになるなんといふ印象は、何としてもこれは除かなければなりません。私はそう考へる。そういううねにだけ簡単にお答えいたします。

これは、先ほどもちよつと申しましたように、総合的な立場から検討いたしまして出された結論でございまして、鉄道の場合と比較をされて、鉄道の場合では、借入金とか社債とかいうものがあるではないか、そういう道を選んだらどうかというお話をありました。が、もちろんそれも検討いたしました。そして料金の関係と関連させて考へて、電電公社の場合ではむを得ないといふ結論になつたのであります。なにこれ、副總裁から詳しく述べておこたといふよりは、むしろ電電公社としては、今後十箇年間くらいの非常なまじめな計画を立てられて、そつとしてできれば外債といふものを今後に置いて期待しないで行きたいといふ、公

共企業体の健全な経営から割り出され
た考え方でござりますので、この点に
はわれ／＼は大いに敬意を表しまして
て、検討をいたしたよな次第でござ
います。その点だけちょっと私から会
のため申し上げておきます。

○輿説明員 大だいま御指摘の点は、
一々ごつともござりますが、私ども
そういう点につきましても十分考
え、政府の方に料金値上げをお願いし
た次第であります。資料の点でござ
ますが、わが国の通信器材が、比較的
国際競争におきまして高いといふ点
は、確かにあります。しかしながら一方におきまして、わが国の電気
通信技術の発達といふのは、この十
年間のプランクのために非常に遅れて
おる。しかも現在通信機器メーカーは
非常に数が多いのでありますし、小規
模でやつておる。しかも私どもがつ
ては政府機関でありますし、今度公
社になりましたが、年々の計画という
ものはひつもくら／＼かわつておる。
長期計画は一度も立つてはいないといふ
ことで、量産計画にいたしまして非常に
にむだが多い。それで私どももちろん
通信器材のコストの引下げにつきま
しては、主としては通産省の一つの行政
ではございますが、一番の注文主とし
て、その点については常に配慮してお
る次第であります。やはり計画が安
定しまして、計画的に生産ができると
いうことによつて、かなりのコストの
に長期にわたり有利な資金を拝借する
といふことは、最も望むところである
を持つておる次第であります。

それからお御指摘の点でございま
すが、私どももちろん外部資金、こと
と引もできるのではないかといふ見当
を持つておる次第であります。

のであります。先ほど少し御説明申中
ましたが、建設改良費のうち、主と
て改良費を料金の値上げに求めたとい
いますが、結論的に申しますと、あく
まで根本的な態度といたしましては、
減価償却が十分できること、利子が支
払ひできること、さらに一般の公募の
社債につきましては、できるだけ長期
に償還いたしたいのでござりますけれど
ども、今回の公募の予定としましても、
そう長期というわけにはいかぬだらう。
あるいは七年というような話を出てお
るような次第でございまして、これらの
減債基金の問題もあるわけであります
す。それらを考えまして、私どもとしま
しては、十年間に今の日本の電話を倍に
いたしたい。倍にいたしましても、現在在
百人当りの電話の数は、日本は二・四で
ございまして、世界で二十二番目といふ
ことになつております。十年後に倍に
いたしましても、歐州各国にとうてい
及びもつきません。ちょうど南米のア
ルゼンチナの状態に十年後に到達でき
る。そういうような点を考えまして、
どうして五十箇年計画を設定し、さら
に五箇年計画を実行計画的に考えてみ
たといふことで、ただちにもつて建設費
を料金でもかならうといふ考えではな
い。あるいは減価償却引当金を建設改
良に用いる、あるいは率直に申します
れば減債基金を建設改良費に一時利利用
しておくという形に相なるわけであり
まして、その点は料金値上げにただち
に建設改良費を求めたという形ではない
のであります。同時に公益企業とい
うものはきわめて重要なものかと思いま

ですが、私ども学者の意見等も拝聴いたしましたが、お次第でござりますけれども、やはり経営費をまかない、さらに利子も支払いでき、また元金の償還もできる形にして、資本に対する適正なる利潤の範囲内において建設費に用いてもらいたいというような一つの料金理論も考へるわけであります。私どもそこまで徹底して參つておるわけではないのであります。十箇年計画から見ますれば、二割五分程度の増収ということは、だいま申ししたように元金の償還も行つて、金利並びに減価償却の問題といふことで、初年度におきまして、八月一日から実施いたしますと、百三十四億の増収に相なります。が、そのうち五十七億近くを減価償却の引当てに使ひ、七十六億を建設勘定に繰入れるという形に、だいま御審議を願つておる予算はなつております。前国会におきまして、実は国鉄、あるいは配給米が一割値上げになりましたときに、私どもいたしましては、やはりこの問題を持ち出したのであります。が、当時の情勢といいたしましては、他とバランスをとつて一割程度だということに相なつた次第であります。それは成立直前に解散になりまして、参議院の本会議を通らなかつたため流れておる次第であります。わが国の電話は非常に立ち遅れておる。しかも戦災で非常な状態にあつておる。現在百五十五万個になつりましたが、なお十万個の戦災電話が残つておるのであります。ことに毎年申し込まれる方は、雪だるま式によえて行きまと、大体三割程度しか設置ができない。率直に申しますと、さう申し込んだ人も三年後でなければつかぬといふような、こんな日本の電話で

いいのかどうかといふことで、公社としましては、全部をさりげ出してしまって政府の方に御相談を持ちかけた。こういう次第でありますて、先ほど御要求の資料等を提出いたしますので、何とぞ御了解を願いたい、こうふうふうに思ひます。

○井上委員 今の御説明を承りますと、まことに御無理ごもつともなようにも承れますけれども、問題は二割五分値上げに伴つて百三十四億の増収になります。この増収のうちの七十六億といふものが建設費に現実にまわるわけですね。そしてどつらかといふば、建設からでき上つたものが現実においては新しい利用者の利用価値になつて行くわけでしょう。そういう事実から考えてみて、私どもはやはり何としても、あなたの御説明によれば非常に悪影響を及ぼすと思う。そういう点から考えまして、この際これを公社債等の増発によつてやるなり、あるいはまた他の資金的措置を講じてやるということが考へらるべきではないか。私自身はこういふ意見ですが、これをもう一度考えてもらいたい。戦災を受け、敗戦になりました日本は現実からいたしまして、電話だけをどうしようとしても、国民経済が全体的にこれに伴わなければ、公社自身もまた困ることになつてしまひます。でありますから、国民経済全体の上昇にマッチすることが必要であると思います。そういう面からひとつこれは検討を要する問題であるといふこと。

それからいま一つ伺つておかなければならぬのは、もし公企業体といふこ

とから離れて、営利事業で電話が經營されるとしたならば、一体こちらは安易な方法をとるでありますようか。このことでもう少し検討する必要があると思います。たとえばアメリカにおいても、電話といふものは非常な競争の上にでき上つた結果、ああいう非常に進歩したものになりつつあるのです。だから何か公企業体といふ一つの大き

としてもなかなか潤沢ではないわけであります。しからばくと計画を縮小しておこか、あるいは現在の施設の改良等はあまり手をつけないかといふ問題になるわけがありますが、私ども五箇年計画程度は、最小限度としてぜひ実行した。そうしなければ、日本の電話はいつまでたつても解決つかぬ。電話の売買というよくなことは、日本だけで行われておるので、現に東京で二十五万円、札幌あたりでは三十二万円もしているといふような状況になつております。先ほどベース・アップに使ひのではないかといふような御質問もございましたが、今日はまつたくべス・アップに使うよな案になつております。また予算的に見ましても、給与総額といふものによつて抑えられおきまして最後の議決を願うといふ形になつておりますので、料金を値上げしたからただちにベース・アップに組まれるといふように、公社が自由にできるものでは絶対ないのでございます。そこでできるだけ長期に外部資金を借りるいたしましても、これは結局利子はお支払いしなければならぬものであります。また元金の償還の問題もございます。それから見ますと、現行料金では何としても期末がつかない。これは結局繰り延べておくといふことにいたしますれば、将来の利用者に非常に大きな負担を乗つけて行くといふ形になるわけでございまして、本年度十箇年計画を契機といたしまして、さらに五年間の計画を立てまして、二割五分程度の値上げといふことになつておるわけでありますが、後年度に参りますと、この繰入れといふ

ものは、元金の償還とともに、そう一時にできるものではない。依然として社債または政府資金にお願いいたさなければならぬ部分が非常に多いわけです。

それから電話料金の問題でございますが、電信電話料金の国民所得に対する比率といふものは、現在一・三六%になつております。今度二割五分增收ということでおことで約〇・四%の増加になつて行く計算をいたしておる次第でござります。ただいま百五十五万といふ電話を申し上げましたが、加入者の数にしますと、百万いらないということでございまして、國民全體の普及率といふものは、申すまでもなく現在非常に低い。それから外國と料金を比較してみたのでござりますが、アメリカ等の建設費も二十五万円をそゝ割つております。しかも料金は度数料におきまして、アメリカは最低が十八円でござります。ニューヨーク等の大都市に行きますと、距離制になつております。十八円の上が三十六円、その上が五十四円といふことになつておる。英國も同じように帶域制をしております。日本では現在のところ羽田から板橋へ電話をかけましても、同じ五円で参つております。時間的にも制限がない。西ドイツあたりが十三円余りで、フランスが十五円余りといふことになつております。諸外国との比較、それから一つの例としまして、米、みそ、木炭を昭和九年当時の電話料金でどのくらい買えたか、今度二割五分增收の案であります。場所におきましては、五割、六割、七割といふ高率になるといふこともなつておりますが、それらを比較してみましても、昭和九年、十一年程

度の米や木炭、みそは買えないといふことは、どうなことも考えまして、生計費に及ぼす影響はかなり低いのでござりますけれども、ともかく料金値上げといふことが及ぼす影響といふものにつきましては、御説の通りかと存じます。が、私ども心理的影響もかなり強いとしましては、この点御了解願いたいといふことで、各方面にお願いいたして見るまうな次第であります。

○春日委員　ただいま井上委員からお話をあります、した点であります。が、昨日も全国の中小企業者の大会が行われて、そこでこの電話料金の問題について指摘されました。電話が払底しておるのは非常に困るが、その困り方にも増して、料金を上げられるということはもつと困る。電話料金は事業經營の大きなポイントを占めておるので、これはずひともせきとめてもらいたいなどといふ陳情が大会の決議で国会になされております。

そこで私がお伺いをいたしたいことは、いすれにしても、建設資金なり修繕する資金に事を欠いて、どうしてもこれを料金値上げに持つて行かなければ当面もまかなえない、こういうところに歸結すると思うのであります。が、そうだとすれば、これは第十五国会においては、あなたの方はその資本勘定において四十億円借り入れられるというこの計画がれるというふうに資金計画ができましたのであります。ところが今度の十六国会においては、前国会において四十億円借り入れられるというこの計画が削除されておる。によく財源に涸渉

